独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	日立金属株式会社		コード	5486
提出日	2020/5/27	異動（予定）日	2020/6/23	
独立役員届出書の提出理由	「3．独立役員の属性・選任理由の説明」を更新するため			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	上野山　実	社外取締役	○										△					有
2	岡　　俊子	社外取締役	○													○		有
3	福尾　幸一	社外取締役	○										△					有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社は、同氏が過去に常務役員（2013年３月退任）及び顧問（2015年３月退任）を務めていたパナソニック㈱との間で、製品の販売・購入の取引関係がありますが、2019年度における当社と同社との間における取引額は、当社グループ及びパナソニックグループの連結売上収益の１％を大きく下回っております。 従って、同氏の過去の在籍状況は、社外取締役候補者としての独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	パナソニック㈱において長年にわたり経理・財務の業務に携わり、経理・財務担当の取締役としての経験を有することから、その豊富な経験と財務・会計に関する高度な知識を、社外取締役としてより客観的な立場で当社の経営に反映していただくことが、取締役会の意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインにおける社外取締役の独立性の判断基準及び株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	長年にわたりM&Aや経営戦略立案等のコンサルティング業務に携わり、またコンサルティング会社の経営者や様々な企業での社外役員としての経験を有することから、その豊富な経験と企業経営及び財務・会計に関する高度な知識を、社外取締役としてより客観的な立場で当社の経営に反映していただくことが、取締役会の意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインにおける社外取締役の独立性の判断基準及び株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
3	当社は、同氏が過去に取締役専務執行役員（2016年６月退任）を務めていた本田技研工業㈱（以下「ホンダ」といいます。）及び同社の子会社で同氏が代表取締役社長（2016年３月退任）を務めていた㈱本田技術研究所との間で、当社から各社に対する製品の販売に関する取引関係がありますが、2019年度における当社と各社との間における取引額は、当社グループ及びホンダグループの連結売上収益の１%を大きく下回っております。 従って、同氏の過去の在籍状況は、社外取締役候補者としての独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	本田技研工業㈱において品質・認証の責任者や同社及びそのグループ企業の経営者を務めた経験を有することから、その豊富な経験と当社製品の主要マーケットの一つである自動車業界に関する高度な知識を、社外取締役としてより客観的な立場で当社の経営に反映していただくことが、取締役会の意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインにおける社外取締役の独立性の判断基準及び株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

4．補足説明

【社外取締役の独立性の判断基準】
当社の指名委員会は、以下のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。
1. 製品もしくは役務の提供の対価として、直近事業年度における年間連結売上収益の2%以上の支払いを当社から受けた者又は、現在もしくは過去１年間において、その業務執行者（業務執行取締役、執行役又は使用人をいいます。以下同じ。）であった者
2. 製品もしくは役務の提供の対価として、当社に対し、当社の直近事業年度における年間連結売上収益の2%以上の支払いを行った者又は、現在もしくは過去1年間において、その業務執行者であった者
3. 弁護士、公認会計士もしくは税理士その他のコンサルタントであって、過去1年間において、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得た者、又は法律事務所、監査法人、税理士法人もしくはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリ・ファームであって、直近事業年度における年間連結売上収益の２%以上の支払いを当社から受けたファームにおいて現在もしくは過去１年間に社員、パートナー、アソシエイトもしくは従業員であった者
4. 直近事業年度において寄付金として1,000万円又は総収入もしくは経常収益の2%のいずれか高い方の額以上の金銭その他の財産上の利益を当社から受けた非営利団体において現在又は過去1年間に役員であった者
5. 現在又は過去1年間において、当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役であった者
6. 現在又は過去1年間において、当社の兄弟会社の業務執行者であった者
7. 次のいずれかに掲げる者(重要でない者を除きます。)の配偶者又は二親等内の親族
   (1) 上記1から6までに掲げる者
   (2) 現在又は過去1年間において当社の子会社の業務執行者であった者
   (3) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
   (4) 当社の兄弟会社の業務執行者
   (5) 現在又は過去1年間において当社の業務執行者であった者
8. 上記以外の事情により、一般株主との間で、実質的な利益の相反が生じるおそれのある者

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
   a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
   b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
   c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
   d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
   e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
   f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
   g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
   h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
   i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
   j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
   k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
   l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
   以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
   近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。